

コミュニティ助成事業 事業内容

【すべての事業メニューについての注意事項】

- 複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施する事業については対象外となります。
- 事業を実施するにあたり、土地を要する事業（コミュニティーセンター建築の他、広場整備やベンチの設置等）は、抵当権等の権利関係付着（含む抹消登記未済）、相続手続き未済の土地での事業は対象外とします。また、土地所有者全員からの承諾等が得られない場合も対象外とします。なお、事業実施後に抵当権等が付着することが無いようにしてください。
- 助成対象外経費
 - （１）土地の整備（取得、造成を含む）
 - （２）既存施設、中古品の購入
 - （３）既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用
（ただし、一般コミュニティ助成事業における地域の祭りに関する備品、コミュニティーセンター助成事業における建物の大規模修繕は助成対象とします）
 - （４）車両（乗用式のトラクター・除雪機・草刈り機等も含む）
 - （５）娯楽性の高い備品、営利を目的とした設備等
 - （６）銃・刀剣類（模造品含む）
 - （７）住民個人宅に設置されるもの
 - （８）宗教に関する施設及び設備等の整備
 - （９）ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。また、補助金や事業の全部が外部委託となる事業。
- 事業の参考例で例示した施設又は設備であっても、その設置場所等により、助成対象外となる場合もありますのでご相談ください。

1.一般コミュニティ助成事業

事業内容	助成対象団体	助成金額	助成対象経費
住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。	・市町村 ・コミュニティ組織（自治会等）	1件につき 100万円から250万円 （10万円単位）	コミュニティ活動に直接必要な施設設備等の整備に要する経費。 ただし、基礎工事（アンカー工事を含む）の伴わない簡易な倉庫・収納庫・物置等（同時に整備する備品を補完する目的に限る）は対象とする。

【一般コミュニティ助成事業の参考例】

区 分	施設又は設備
1.生活環境の清潔、静かさ、美観の維持等	芝刈機、除雪機等（乗用タイプは対象外）
2.健康の管理・増進	トレーニング用具、健康管理器具等
3.生活安全の確保の推進	防犯灯等
4.お祭り、運動会、ピクニック その他コミュニティ行事	太鼓、御輿、山車、法被、テント、組立式ステージ、各種用具等
5.文化・学習活動	視聴覚機器、調理用機器、天体望遠鏡、イス・テーブル等
6.体育・レクリエーション活動	スポーツ用具、遊具、基礎工事を伴わない簡易倉庫・収納庫、コミュニティ公園・広場等整備（広場の造成・砂場や遊歩道等の整備は対象外）
7.その他	コミュニティ掲示板、屋外放送設備等

【一般コミュニティ助成事業の対象とならないものの参考例】

- ・観光目的や教育（学校）行事目的に整備するもの
- ・個人の利用に留まるもの
- ・各戸へ配布するもの
- ・自転車
- ・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等）
- ・水車
- ・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品（太鼓、提灯、幟、法被等）
- ・防災目的の備品
- ・医薬品
- ・地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等）
- ・動力のついた屋台、山車等
- ・照明器具のうち、電球のみの整備
- ・防犯カメラ
- ・ホテル等の育成に関する設備、備品
- ・車両に搭載する目的の備品（無線機等）
- ・PCアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象）
- ・一般調理器具（食器、包丁、箸等）
- ・銃・刀剣類（模造品含む）
- ・電力申請費等の申請に要する費用
- ・広場の砂場や遊歩道等の整備

2.コミュニティセンター助成事業

事業内容	助成対象団体	助成金額	助成対象経費
住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。	・市町村 ・コミュニティ組織(自治会等) ※自治公民館建設の場合は、認可地縁団体名義での所有権保存登記が必要	対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額(10万円単位) ※ただし、2,000万円を上限とする。	主に新築を対象とする。 大規模修繕については、建物の主要構造部について行なう大規模備修繕とし、抵当権等の権利関係が付着していない、登記名義人が単独の認可地縁団体(保存登記済)となっているものに限る。またその施設に必要な備品の整備も対象とする。 ただし、土地の取得、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する経費は対象外とする。

【コミュニティセンター助成事業 参考例】

区 分	施設又は設備
1.福祉・健康管理	談話室、児童室、保育室、トレーニングルーム等
2.文化・学習活動	図書室、コミュニティ情報室、視聴覚室、講座室、実習室、サークル活動準備室、娯楽教養室、工作室、陶芸室等
3.体育・レクリエーション	レクリエーションルーム、ロッカールーム、シャワー室等
4. その他	多目的ルーム等

【コミュニティセンター助成事業の対象とならないものの参考例】

- ・建築基準法上の大規模改修に該当しない改修
- ・既存建物の増築

3.自主防災組織育成助成事業

事業内容	助成対象団体	助成金額	助成対象経費
一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業。	・市町村 ・自主防災組織	30万円から200万円(10万円単位)	自主防災組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に要する経費。 ただし、基礎工事(アンカー工事を含む)の伴わない簡易な倉庫・収納庫・物置等(同時に整備する備品を補完する目的に限る)は対象とする。

【自主防災組織育成助成事業 参考例】

区 分	施設又は設備
1. 情報連絡用	携帯用無線機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
2. 消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等
3. 水防用	救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣、かけや等
4. 救出救護用	AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェーンブロック、チェーンソー、ジャッキ、パール、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等
5. 給食給水用	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
6. 避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
7. 防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番通報訓練用装置、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形、住宅用火災警報器(訓練用)等
8. その他	基礎工事を伴わない簡易資機材倉庫、除雪機等

【自主防災組織育成助成事業の対象とならないものの参考例】

- ・使用期限が決まっている備蓄品(食料品等)
- ・数回の利用で消費される備蓄品
- ・消火器(訓練用消火器を除く)
- ・避難道等の整備
- ・車両に搭載する目的の備品(無線機等)
- ・救急セット

4.青少年健全育成助成事業

事業内容	助成対象団体	助成金額	助成対象経費
青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。	・市町村 ・コミュニティ組織（自治会等）	1件につき 30万円から100万円 （10万円単位）	青少年健全育成事業のソフト事業に要する経費。 ただし、備品は対象外とする。

【青少年健全育成助成事業 参考例】

区 分	事業の内容等
イベント等ソフト事業	野外活動の実施等 （親子で参加するオリエンテーリング・体験農業等・炭焼きキャンプ・マラソン大会・ふれあい自然体験・ハイキング・スターウォッチング等） 各種スポーツ・レクリエーション大会の開催 各種スポーツ教室 各種スポーツ指導員の派遣及び巡回 講演会・研修会の開催 コミュニティリーダーの養成・研修

【青少年健全育成助成事業の対象とならないものの参考例】

- ・事業実施主体の活動地域外で行う事業
- ・参加者・スタッフ・実行委員に関する経費（旅費交通費・宿泊費・食費・打合せ等の経費）
- ・賞金・賞品に係る経費（ただし、記念品は安価なものは対象）